

大分市の住民登録人口

49年3月31日現在

前月比

人口	298,733 人	(-606)
男	144,879 人	(-549)
女	153,854 人	(-57)
世帯数	89,518 世帯	(-220)

大分市名誉市民

故 福田平八郎先生をしのんで

しめやかに市公葬を行う

去る三月二十二日逝去されました大分市名誉市民福田平八郎先生の市公葬が四月十五日午後二時から大分市公会堂大ホールで、しめやかに、かつ厳粛に執り行われ、福田先生ゆかりの方々や一般市民など約二百名の参列者が、先生に最後のお別れをいたしました。

式は奉企画部長の開式の辞で始まり、尺八と琴が奏でる荘重な「月光幻想曲」の流れる中、三木助役の先導により喪主福田宗平氏に抱かれたご遺体が、慈愛あふれる高さ二メートルのご遺影を中心とした大輪の白菊、黄菊でかざられた祭壇に安置されました。

折り返して、参列者全員が一分間の黙とうをささげ、ついで、市公葬の執行者である安東市長が霊壇に献花、園田社協事務局長が経歴を朗読し、故福田先生のご功績をたたえました。

続いて、安東市長が祭壇の前に進み、「大分市名誉市民故福田平八郎先生の遺徳をしのびに、ご遺族を郷土大分の地にお迎えたい、折り返して、参列者全員が一分間の黙とうをささげ、ついで、市公葬の執行者である安東市長が霊壇に献花、園田社協事務局長が経歴を朗読し、故福田先生のご功績をたたえました。



追悼のことばを述べる安東市長

老人福祉施策さらに充実

敬老年金は70歳以上の方へ

日本人の平均寿命が伸びるにつれて、ますます高齢者が増えています。その中で生活が困窮する高齢者を支えるため、今年度から新たに老人医療費の所得制限撤廃、老人医療費の所得制限を撤廃して、高齢者の医療費負担を軽減してまいります。

敬老年金は70歳以上の方へ
敬老年金は、70歳以上の方へ支給される年金です。今年度から、敬老年金の支給年齢を70歳に引き上げさせていただきます。

老人医療費の所得制限を撤廃
市では七十歳以上のお年寄りに対し医療費の助成を行っていますが、前年中本人に一定額以上の所得がある場合は対象から除外されておりました。

大分市名誉市民故福田平八郎先生御略歴

- 明治五年 大分市王子町一丁目で生まれる
- 明治三九年 大分中学校入学
- 明治四三年 京都市立美術工芸学校予科に入学
- 大正三年 京都市立絵画専門学校に入学
- 大正五年 文展に「桃と女」を出品
- 大正七年 京都市立絵画専門学校卒業
- 大正八年 第一回帝展に「雪」を出品、入選
- 大正一〇年 第三回帝展に「鯉」を出品、特選
- 大正一一年 第四回帝展に「鶴」を出品、無鑑査特選
- 大正一三年 帝展委員(審査員)に任命される
- 昭和一〇年 帝展改組され「参予」に推挙される
- 昭和二年 日本芸術院会員に任命される
- 昭和三年 新日展常任理事となる
- 昭和六年 文化勳章受章。大分市名誉市民に推挙される
- 昭和七年 大分市名誉市民推挙記念「福田平八郎展」を開催
- 昭和四三年 皇居新宮殿竹の間に「竹」を描く
- 昭和四八年 京都市名誉市民に推挙される
- 昭和四九年 三月三日逝去。従三位に叙せられる

重度心身に住宅設備改造費を補助

市では、市内に住所を有する重度心身障害者又はその保護者が住宅設備を障害者に適するよう改造する場合、その費用を次のように補助します。

- ▽補助される金額
二十万円以内(ただし所得の状況により一定の自己負担金を差し引きます)
- ▽必要書類
重度心身障害者住宅設備改造補助申請書、改造工事見積書、家が自己の所有でないときは所有者の承諾書
- ▽受付場所
市福祉課又は各支所市民係窓口

49年3月風況図

測定場所 東大分小学校



大分の青空いつまでも

3月の大気測定結果

3月の亜硫酸ガス濃度は全般的に先月とほぼ同じですが、南大分小学校、荷揚町小学校でやや低い傾向がみられます。風向は先月に比べ北西系の風が減少し、北東系の風が増加しています。

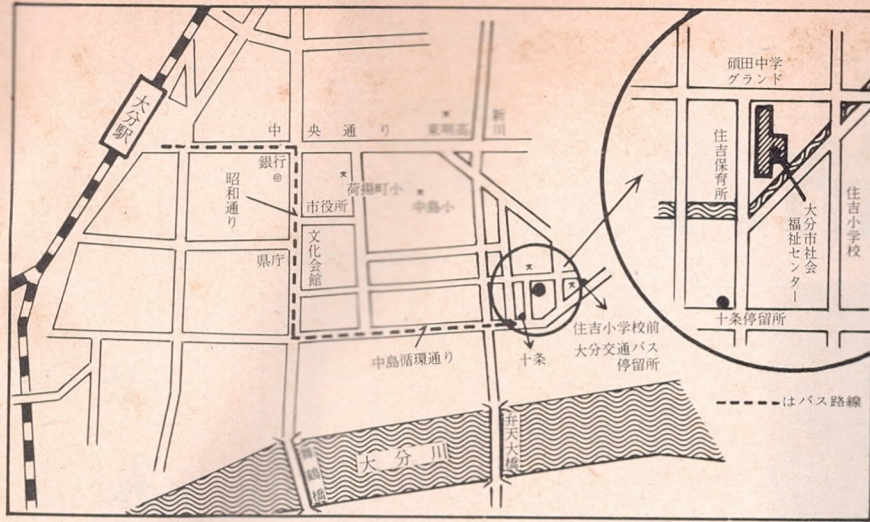
オキシダント濃度

先月とほぼ同じ

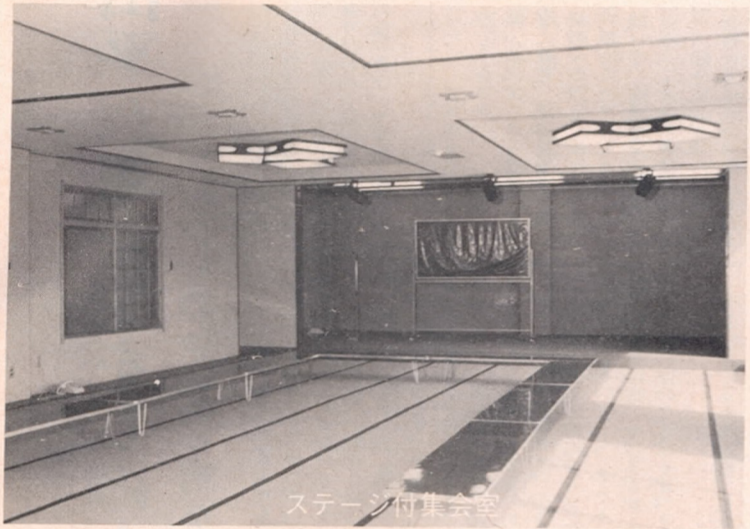
測定場所	亜硫酸ガス濃度(ppm)			浮遊じん量(mg/d)			オキシダント濃度(ppm)			酸化窒素濃度(ppm)			一酸化窒素濃度(ppm)		
	1月	2月	3月	1月	2月	3月	1月	2月	3月	1月	2月	3月	1月	2月	3月
大分県庁	0.026	0.030	0.025	0.021	0.028	0.032	0.034	0.042	0.040	0.018	0.021	0.007	0.007	0.009	0.009
国立高専	0.019	0.017	0.018	0.018	0.027	0.030	0.043	0.048	0.043	0.019	0.014	0.003	0.002	0.002	0.002
日岡小学校	0.018	0.017	0.017	0.015	0.022	0.029	0.040	0.043	0.046	0.018	0.019	0.007	0.006	0.006	0.006
南大分小学校	0.013	0.011	0.013	0.034	0.045	0.049	0.031	0.042	0.035	0.015	0.014	0.009	0.007	0.011	0.011
鶴崎小学校	0.019	0.019	0.010	0.020	0.028	0.029	0.029	0.036	0.038	0.018	0.016	0.009	0.006	0.004	0.004
大在小学校	0.015	0.017	0.016	0.034	0.052	0.044	0.040	0.046	0.047	0.011	0.010	0.003	0.002	0.002	0.002
坂ノ市支所	0.016	0.016	0.018	-	0.037	0.041	0.036	0.037	0.042	0.009	0.009	0.002	0.002	0.002	0.002
公害衛生センター	0.015	0.013	0.018	0.028	0.038	0.044	0.043	0.050	0.045	0.012	0.012	0.015	0.004	0.005	0.005
三佐小学校	0.012	0.011	0.010	0.017	0.027	0.027	0.042	0.038	0.037	0.018	0.017	0.019	0.006	0.005	0.005
荷揚町小学校	0.024	0.025	0.027	0.017	0.026	0.038	0.030	0.035	0.026	0.023	0.026	0.030	0.015	0.020	0.016
東大分小学校	0.014	0.020	0.021	0.021	0.032	0.044	-	-	-	-	-	-	-	-	-
桃園小学校	-	0.010	0.012	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大分工業大学	0.016	0.019	0.019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滝尾小学校	-	0.010	0.016	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上久所公民館	0.012	0.015	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
植田小学校	0.008	0.009	0.010	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
竹中中学校	-	-	0.013	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八幡小学校	0.011	0.011	0.011	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

お知らせ

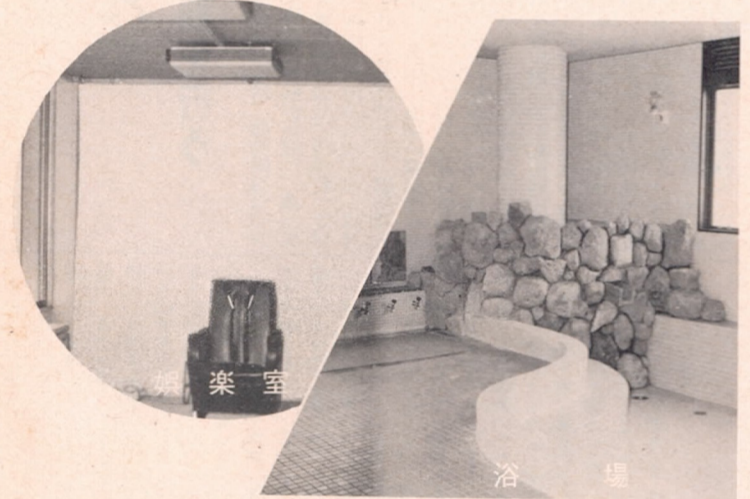
ばい煙発生施設におけるばい煙物の排出基準が4月1日から厳しくなりました。新基準によると市内の工場、事業所152社中、21社が不適合となるため、県、市でこの21社に対し改善指導を行っています。



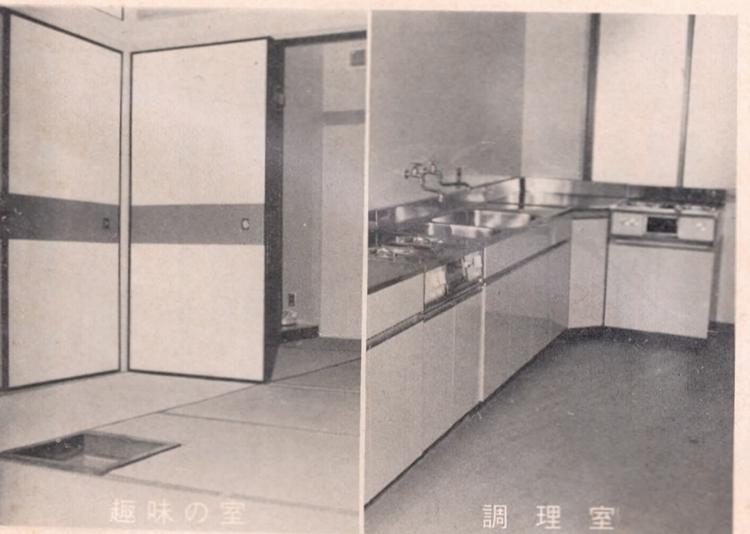
市民福祉の拠点 市社会福祉センター 5月1日にオープン



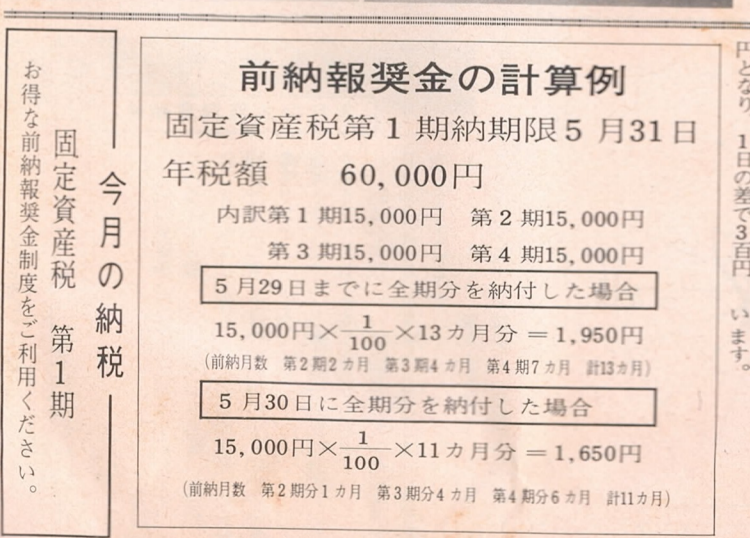
ステージ付集会室



浴場



調理室



趣味の室

施設の紹介

〔老人福祉センター〕

- 1階……玄関ロビー・事務室・相談室・機能回復訓練室・老人作業室・休憩室・浴場・保健室・管理人室・会議室・調理室・機械室・便所
- 2階……ステージ付集会室・娯楽室(2室)・趣味の室
これらはすべて和室です。・便所

〔社会福祉関係施設〕

- 3階……大会議室・小会議室(和・洋2室)・講習室・相談室(4室)・湯沸室・便所
- 4階……大ホール・機械室・便所

市民福祉の拠点——市社会福祉センターが五月一日にオープンします。このセンターは身体障害者、精神障害者、老人、母子家庭、児童および婦人の皆さんに福祉の増進、文化教養の向上、レクリエーションの場として使用してもらうため建設したもので、鉄筋コンクリート造り四階建てのモダンな建物です。

一階、二階は老人の方だけが利用できる老人福祉センターになっており、三階、四階は社会福祉関係の施設を設けています。

施設は相談室をはじめ四百人を収容できる大ホール、各種会議室、娯楽室、調理室、エレベーター、冷暖房等を完備しています。このセンターは無料開放していますので気軽にご利用ください。

六十歳以上の方だけが利用できる老人福祉センターでは老人の健康相談や軽作業、浴場の開放、趣味の講座等の事業を行います。

浴場は午前十時から午後三時まで無料開放しています。

また趣味の講座は茶道、詩吟、生花、民謡、書道等を行います。娯楽室にはアンマ機、囲碁、将棋、テレビ等を置いてありますので一日を楽しく過ごすことができます。

三階は相談室を四室設け心配ごと相談、母子相談等の事業を行います。

四階は三歳から小学校六年生までの幼児、児童のために週四日程開放します。

開館時間は午前九時から午後五時までです。休館日は月曜日、祝日と十二月二十八日から一月四日までです。定期バスを利用する方は大分交通のバス停5号地から乗り中島十条のバス停まで乗ってください。(中島廻り)

利用できる方

市内に居住する方で次に該当する方です。

- ①六十歳以上の者
- ②身体障害者
- ③戦傷病者
- ④戦傷病者遺族
- ⑤戦傷病者遺族等
- ⑥戦傷病者遺族等
- ⑦戦傷病者遺族等
- ⑧戦傷病者遺族等
- ⑨戦傷病者遺族等
- ⑩戦傷病者遺族等

要する方とその介助者

①社会福祉事業法に定める社会福祉事業を行う方およびその団体に関係する方

②社会教育法に基づく婦人団体

③社会福祉センターを利用する方

④社会福祉センターに備えつけの使用者

⑤名簿に所定の事項を記入していただき、入館の際には資格を証明してください。

社会福祉センターの開設に伴い市役所内にあった社会福祉課を新設し、老人相談室、母子相談室は社会福祉センターに移転しました。

なお、香典返し等の寄付金は社会課でも受けつけます。結婚相談は従来どおり市役所で行っています。

電話番号

- ▽市社会福祉センター 352050
- ▽市社会福祉協議会事務局 330821

税金のついでに 市税は納期前納付を 前納報奨金がつきます

固定資産税、市県民税の納税通知書が届きましたら、便利で、お得な前納報奨金制度を利用してください。

この制度は第一期分の税金を納める際に第二期以降の分をあらかじめ前納分として対して報奨金を支給するというものです。

この方法で税金を納められると手間はあつた、税金の納め忘れなどもありません。近く、お届けする固定資産税納付書に前納報奨金制度の概要が記載されています。

前納される方は5月29日までに納めると大変有利です。別表の計算例でもわかりやすいので、おまかせください。1日遅れると前納月数が少なくなり、報奨金は減少します。

計算例の報奨金を見ると、税額6万円の方が5月29日に納付した場合、報奨金は千950円となりますが、5月30日に納付した場合は千650円となり、1日の差で300円も異なります。

なお、6月中旬頃お届けする予定の市県民税は6月29日までが最も有利な指定日として報奨金を計算して記入されています。

固定資産税、市県民税の納税通知書が届きましたら、便利で、お得な前納報奨金制度を利用してください。

この制度は第一期分の税金を納める際に第二期以降の分をあらかじめ前納分として対して報奨金を支給するというものです。

この方法で税金を納められると手間はあつた、税金の納め忘れなどもありません。近く、お届けする固定資産税納付書に前納報奨金制度の概要が記載されています。

前納される方は5月29日までに納めると大変有利です。別表の計算例でもわかりやすいので、おまかせください。1日遅れると前納月数が少なくなり、報奨金は減少します。

計算例の報奨金を見ると、税額6万円の方が5月29日に納付した場合、報奨金は千950円となりますが、5月30日に納付した場合は千650円となり、1日の差で300円も異なります。

なお、6月中旬頃お届けする予定の市県民税は6月29日までが最も有利な指定日として報奨金を計算して記入されています。

前納報奨金の計算例

固定資産税第1期納期限5月31日

年税額 60,000円

内訳第1期15,000円 第2期15,000円
第3期15,000円 第4期15,000円

5月29日までに全期分を納付した場合

15,000円 × $\frac{1}{100}$ × 13カ月分 = 1,950円
(前納月数 第2期2カ月 第3期4カ月 第4期7カ月 計13カ月)

5月30日に全期分を納付した場合

15,000円 × $\frac{1}{100}$ × 11カ月分 = 1,650円
(前納月数 第2期分1カ月 第3期分4カ月 第4期分6カ月 計11カ月)

今月の納税
固定資産税 第1期
お得な前納報奨金制度をご利用ください。

今年度の固定資産税が決る

第1期分の納期は5月末日まで

四十九年度の固定資産税がきまりました。近く、納税通知書をお手紙へお届けします。固定資産税の納税義務者は、昭和四十九年一月一日現在、土地、家屋の所有者として土地登記簿、家屋登記簿および土地、家屋の補完課税台帳に登録または登録されている方、ならびに償却資産の所有者として償却資産課税台帳に登録されている方です。

したがって、たとえば一月二日に所有権を移転した場合でも前の所有者が納税義務者になります。今年には特に地方税法の改正、その他諸般の事情により第一期の納期限は一月月遅れて五月三十一日になっています。そこで納税通知書に記載されている納税額はどのようにして算定されているかなどを説明しましょう。

課税標準額を基礎に算定

昭和四十九年度の固定資産税および都市計画税の課税標準額は、それぞれ課税標準額に固定資産税および都市計画税の税率を乗じて得た額です。

したがって税額の算定方法は、課税標準額を基礎として、税率を乗じて得た額となります。課税標準額は、課税標準額に固定資産税および都市計画税の税率を乗じて得た額です。

固定資産税の課税標準額

課税標準額は原則として、その資産の価格(評価額)ですが、農地以外の土地の課税標準額は、昨年度の地方税法の改正により、住宅用地と非住宅用地とに大別されました。

住宅用地については、昭和五

地方税法の改正

小規模住宅用地の課税標準額に特例

評価額の1/4に

このたび固定資産税に関する地方税法が改正されましたので、その要点を説明いたします。

住宅用地に係る固定資産税は、昭和四十八年度の税制改正で住宅政策上の見地から、その税負担の増加を緩和するため課税標準額を評価額の二分の一とする特例が設けられました。

ただし、昭和四十八年度および昭和四十九年度にかぎり、住宅用地については従来の負担調整措置を継続して課税することとなります。

ところが、この場合、土地によって評価額に対して著しく低

い水準で課税されているものがあり、また評価額に対する課税標準額の割合の最低限度を昭和四十八年度は十五%、昭和四十九年度は三十%とする措置が講じられました。

このため、大都市周辺等で、地価の上昇が著しい地域に所在する土地等は昭和四十八年度に課税標準額が率で増した場合増加するものが生じ、住宅用地に対する固定資産税の増加が問題となります。そこで、住民の日常生活に最小必要と認められる小規模の住宅用地はさらに税負担を軽減すると共に個人の所有す

る非住宅用地の税負担を緩和する必要がありますため次のとおり改正されました。

住宅用地のうち次に該当するものを小規模住宅用地とし、その課税標準額は評価額の四分の一の額とします。

①その面積が二百平方メートル以下の住宅用地

②二百平方メートルを超える住宅用地は、二百平方メートルをこえる住宅用地の面積に相当する住宅用地とする。

ただし、昭和四十九年度において前年度の課税標準額の一・五倍の額が評価額に基づく課税標準額の百分の三十の額に満たないときは百分の三十の額とします。昭和五十年年度において前年度の課税標準額の一・五倍の額が評価額に基づく課税標準額の百分の六十の額に満たないときは百分の六十の額とします。



都市計画税の課税標準額は土地、家屋共にその評価額です。ただし、農地は昭和三十八年度の課税標準額です。

都市計画税の課税標準額

都市計画税の課税標準額は土地、家屋共にその評価額です。ただし、農地は昭和三十八年度の課税標準額です。

なお、都市計画税の納税義務者は市街化区域内にある土地および家屋の所有者です。

課税標準額は近くお届けする納税通知書に土地、家屋の別に記載してありますのでごらんください。

新築家屋には税額を軽減

100平方メートル以下の家屋に適用

住宅建設の促進を図るため固定資産税を次のとおり軽減するものがあります。

一般の専用住宅で床面積が百平方メートル(二五坪)以下、鉄骨又はコンクリートブロック造で四万五千円、鉄筋コンクリート造で五万五千円以上の建物は、築後三年間限り税額が二分の一に軽減されます。

中高層耐火建築物の地上階数が三階以上の住宅(アパート等)で、それぞれの区画された部屋つまり一世帯が使用する部分が百平方メートル以下の建物のうち地上階数が四階以下は五年度分、五

家屋の評価額はこうして決る

家屋の評価は個々の家屋の再建築費、いかに述べれば評価の対象となつた家屋と全く同じものを現在、その場所に再び新築するものとした場合に必要とされる建築費を算出し、これを基準にして評価する方法になっています。

この再建築費は木造家屋の場合、屋根、基礎、造作、建具など十一の部分に区分して、それぞれ

負担調整

税負担の増加をやわらげる

固定資産税の課税標準額は原則として評価額ですが、土地の場合は評価額がかなり上昇します。これを、そのまま課税標準額にして課税すると皆さんの負担する税金が急激に増えることとなります。

そこで、この急激な税負担の増加をやわらげるために昭和四十九年度から前年度の課税標準額に一定の率(負担調整率)を乗じて、その年の課税標準額を算定する調整措置が毎年とられています。

これを「負担調整措置」といっています。

負担調整率は昭和四十九年度(四十八年度)の評価額と昭和三十八年度の評価額との上昇割合の区分によって次のように定められています。

負担調整率

49年度(48年度)の評価額 38年度の評価額	負担調整率
3倍未満	1.1
3倍～8倍未満	1.2
8倍～25倍未満	1.3
25倍以上	1.4

〔宅地等の課税標準額および税額の算出例〕

所有者	個人	個人
150㎡ 非住宅用地 (100万円)	昭和49年度(48年度)評価額 1,000,000円 昭和48年度の課税標準額 350,000円 (評価額の35%) 負担調整率 1.4 (上昇率の区分25倍以上)	150㎡ 住宅用地 (100万円)
昭和49年度(48年度)評価額 1,000,000円 昭和48年度の課税標準額 350,000円 (評価額の35%) 負担調整率 1.4 (上昇率の区分25倍以上)	昭和49年度(48年度)評価額 1,000,000円 昭和48年度の課税標準額 350,000円 (評価額の35%) 負担調整率 1.4 (上昇率の区分25倍以上)	昭和49年度(48年度)評価額 1,000,000円 昭和48年度の課税標準額 350,000円 (評価額の35%) 負担調整率 1.4 (上昇率の区分25倍以上)
現行法	改正法	現行法
1,000,000円 - 1/4 (1,000,000円) (評価額) = 750,000円 - 350,000円 (48年度の課税標準額) = 400,000円が49年度の課税標準額となります。 したがって 400,000円 × 1.4 = 560,000円 (49年度の課税標準額) (税率) (49年度の固定資産税額) となります。	350,000円 × 1.5 = 525,000円 (48年度の課税標準額の1.5倍) (48年度の課税標準額) 現行法で算定した49年度の課税標準額(675,000円)は48年度の課税標準額の1.5倍の額(525,000円)をこえていますから49年度の課税標準額は48年度の課税標準額の1.5倍の額の525,000円となります。 したがって 525,000円 × 1.4 = 735,000円 (49年度の課税標準額) (税率) (49年度の固定資産税額) となります。	350,000円 × 1.4 = 490,000円 (48年度の課税標準額) (負担調整率) (49年度の課税標準額) となります。 したがって 490,000円 × 1.4 = 686,000円 (49年度の課税標準額) (税率) (49年度の固定資産税額) となります。
		改正法
		1,000,000円 × 1/4 = 250,000円 (49年度の課税標準額) (評価額の4分の1) (税率) (49年度の固定資産税額) となります。 48年度の課税標準額(350,000円)は評価額の4分の1の額(250,000円)をこえていますから49年度の課税標準額は評価額の4分の1の額の250,000円となります。 したがって 250,000円 × 1.4 = 350,000円 (49年度の課税標準額) (税率) (49年度の固定資産税額) となります。

お知らせのコーナー

精神薄弱者の軽自動車税を減免

精神薄弱者(障害者)の軽自動車税を減免する。...

減免の対象) 療育手帳の障害程度の欄に「A」と記入されている方...

地価公示制度が実施されます

49年5月1日から地価公示法に基づき、大分市で22地点の標準地価格が建設省より官報で公示される。...

福祉年金、老齢特別給付金の定時届は早めに

福祉年金(老齢・障害・母子)と老齢特別給付金受給者の昭和49年度定時届の受付を次の場で行います。...

青年学級の参加者を募集

市では中部青年学級の参加希望者を募集しています。...

労働保険の更新手続きを早めに

48年度確定及び49年度概算保険料申告書の提出時期になりましたので、早目に申告をすませましょう。...

電気溶接技術者 研修生を募集
研修期間 5月22日から7月5日まで
受講料 1万円
詳しくは県工業試験場(電話1855)へ

この申告及び保険料の納付が期日までに終わらねばならない。...

津留土地区画整理審議会が決まりました

49年4月7日行われた大分市津留留土地区画整理審議会委員選挙で次の方が無投票で当選しましたのでお知らせします。...

自動車税の納付が年一回になる

自動車税は49年度から5月1日から5月31日までに、年税額を1回に納めていただくことになりました。...



鳥獣の鳥(マレーバク)
前足のユビが4本、後足のユビが3本で、ヒツメの動物では最も原始的な動物です。...

不動産、電話加入権を公売

不動産の公売
5月10日午前10時
場所 市役所4階第4会議室

母子福祉資金を貸します

49年度第2次母子福祉資金の貸出を行います。...

海上保安学校 学生を募集
受付期限 5月10日まで
申込先 大分海上保安部

新就職者の研修会を行う
霊山青年の家では新就職青少年を対象に研修会を行います。...

電気工事士試験を行う
筆記試験 6月16日
技能試験 8月4日

5月の文化会館の催し
大分地区 5月13日 丹波地区 5月14日

お母さん教室
開講日 13日、20日、27日

成人病検診(大分地区)
対象者 25歳以上64歳までの人は後日精密検査を行います。...

胃がん検診
実施月日 5月13日、14日、15日、16日、17日

寄付のお礼
次の方からご寄付がありました。...

健康相談日
5月の健康相談と生後6ヶ月から12ヶ月までの乳児相談を次のとおり行います。...

レントゲン検診
対象者 15歳以上の人(高校のいない人は通知を省略します)...

大分地区
5月17日 17時20分~18時 18時20分~19時

住吉地区
5月22日 17時20分~18時 18時20分~19時

公民館より
公民館で行います。...

5月の健康相談日
一般健康相談と生後6ヶ月から12ヶ月までの乳児相談を次のとおり行います。...

レントゲン検診
対象者 15歳以上の人(高校のいない人は通知を省略します)...

大分地区
5月17日 17時20分~18時 18時20分~19時

住吉地区
5月22日 17時20分~18時 18時20分~19時

お母さん教室
開講日 13日、20日、27日

胃がん検診
実施月日 5月13日、14日、15日、16日、17日

成人病検診(大分地区)
対象者 25歳以上64歳までの人は後日精密検査を行います。...

大分地区
5月17日 17時20分~18時 18時20分~19時

住吉地区
5月22日 17時20分~18時 18時20分~19時

Table of medical services and clinics. Columns include Date, Location, and Service Name. Includes '日曜祝日当番医' and '救急病院内科'.

Vertical text on the far left edge of the page, likely a continuation from another page.